

基本構想(案)

1. 基本構想策定の趣旨

西東京市は平成13（2001）年1月に田無市と保谷市が合併して誕生し、まちづくりの指針として新市建設計画を策定し、基本理念「21世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」の実現をめざしてスタートしました。

平成16（2004）年3月には、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるために、新市建設計画との整合を図りつつ、西東京市として最初の総合計画を策定し「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念として4つの理想のまち（将来像）を掲げ、21世紀の新たな都市像をめざしたまちづくりを進めてきました。

わが国の社会経済情勢は、この10年で大きく変動しました。平成20年のリーマンショックによる世界的な景気の低迷や、その後の円高による国際競争力の低下などにより、日本の輸出産業は大きな打撃を受けました。この間、わが国では、デフレの進行や経済の停滞により、失業者や生活保護世帯が増加するとともに、構造的な少子高齢化に伴い社会保障経費は増大を続けています。

このような社会経済情勢の影響による税収の減少や経費の増大は、国と地方の財政にも大きな影響を与えており、本市の財政状況を一段と厳しいものとしています。

また、平成23（2011）年に発生した東日本大震災は、企業活動や市民生活にも大きな影響を及ぼし、社会経済に大きな影響を与えただけでなく、私たちが地域の助けあい・支えあいや絆の大切さを再認識するきっかけとなりました。

さらに、市民ニーズの多様化や地域課題の複雑化もあいまって、自助・共助や市民参加・協働の推進が求められています。

これらを踏まえ、将来を見据えた上で、多様化する市民ニーズに的確に対応しつつ新たな課題の解決に向けた取組を進めるためには、計画的かつ安定的な行財政運営を進める必要があります。

平成23（2011）年8月に地方自治法の一部を改正する法律が施行され「市町村の基本構想策定の義務付け」が廃止され、地方の自由度と責任が拡大しましたが、今後も西東京らしさを発揮しつつ、まちづくりを総合的かつ計画的に進めるためには、基本構想を行政運営における市の長期的なビジョンとして位置づけ、基本計画と一体的に示した上で推進を図る必要があります。

第1次基本構想では、基本理念を「わたしたちの望み」、将来像を「理想のまち」として掲げました。このわたしたちの望みは、合併により誕生した西東京市のまちづくりの礎であるとともに次のステップへの指針であると考え、新たな総合計画においてもこれを継承しつつ、今後10年間の西東京市の将来像を描き、市民協働の推進や社会動向に対応した施策などにより、さらに一歩前へと進めるため「西東京市第2次総合計画（基本構想・基本計画）」を策定し、まちづくりを進めます。

2. 計画のフレーム

(1) 計画期間と目標年次

基本構想は、平成26（2014）年度を初年度とし、平成35（2023）年度を目標年次とします。

(2) 想定人口

平成35（2023）年度における想定人口は、おおむね19万8千人とします。

本市の人口は、昭和55（1980）年以降一貫して増加してきました。国税調査データによると、昭和55（1980）年に158,234人であった人口は、30年後の平成22（2010）年に196,511人となり、38,277人（24.1%）の増となっています。今後は平成27（2015）年に200,374人に増加した後、減少に転じ、目標年次における平成35（2023）年における人口予測は197,990人と推計されています。

〔「西東京市人口推計調査報告書」(平成23年12月)より〕

(3) 土地利用について

本市は、東京都の中ほどに位置し、面積 15.85 平方キロメートル、地形はほぼ平坦な地域です。

市内には、西武池袋線の2駅（保谷、ひばりヶ丘）と西武新宿線の3駅（東伏見、西武柳沢、田無）があり、区部に隣接するため都心にも近く、都市部周辺における良好な住宅地が形成されています。

土地利用にあたり、戸建て住宅や集合住宅を中心とする住宅市街地については、公園・緑地などの整備を図りながら良好な住環境を確保します。

また、駅周辺などの住宅、商業施設、事業所などが混在する複合的な市街地については、活力あるまちとして発展させるため、商工業やサービス業などの経済に寄与する企業や商店の建物などの集積を図るなど、地域ごとの特性を活かした土地利用を進めます。

なお、詳細な土地利用の方針などについては、都市計画マスタープランで定める地域別構想に基づき、地域に即したきめ細やかなまちづくりを進めていきます。

3. わたしたちの望み〔基本理念〕

第 2 次基本構想の「わたしたちの望み（基本理念）」は、
『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』とします。

第 1 次基本構想では、新市建設計画の基本理念とした「21 世紀を拓き 緑と活気にあふれ 一人ひとりが輝くまち」について、「一人ひとりが輝く」状態をさらに発展させるとどのような姿になるのかを検討し、わたしたちが望む理想の暮らしは、「西東京市に住んでまちを楽しむ」姿であると考え、基本理念を「やさしさとふれあいの西東京市に暮らし、まちを楽しむ」としました。

第 2 次基本構想の基本理念を考えるに当たり、まず考慮したことは、第 1 次基本構想で掲げた基本理念の普遍性という点と、東日本大震災の教訓から得た地域の助けあい・支えあいや人と人との絆の大切さです。

わたしたちのまちがどんなまちであつたらいいかを考えたとき、そこに暮らす人々は、健康で人に対するやさしさや思いやりにあふれ、まちは人と人とのふれあいに満ちあふれていることが望まれます。また、西東京市ではみどりとのふれあいもあります。みどりの拠点は市民の憩いの場であり、人々はみどりに癒され、やさしい気持ちになります。みどりとのふれあいは、みどりへの感謝や新たなみどりの創出につながります。

そして、ここに暮らす人々が「まちを楽しむ」ことから理想の姿に向かって一步を踏み出し、「みんなでまちをつくる」という姿勢をもつことで、人も地域も活かされるまち「やさしさとふれあいにあふれる西東京」となり、さらに「そのまちを楽しむ」ことは、地域の魅力の向上や、助けあいや支えあいにつながると考えました。

このような思いから、第 2 次基本構想では、『やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ』をわたしたちの望みとして、基本理念に掲げました。

4. 理想のまち〔将来像〕

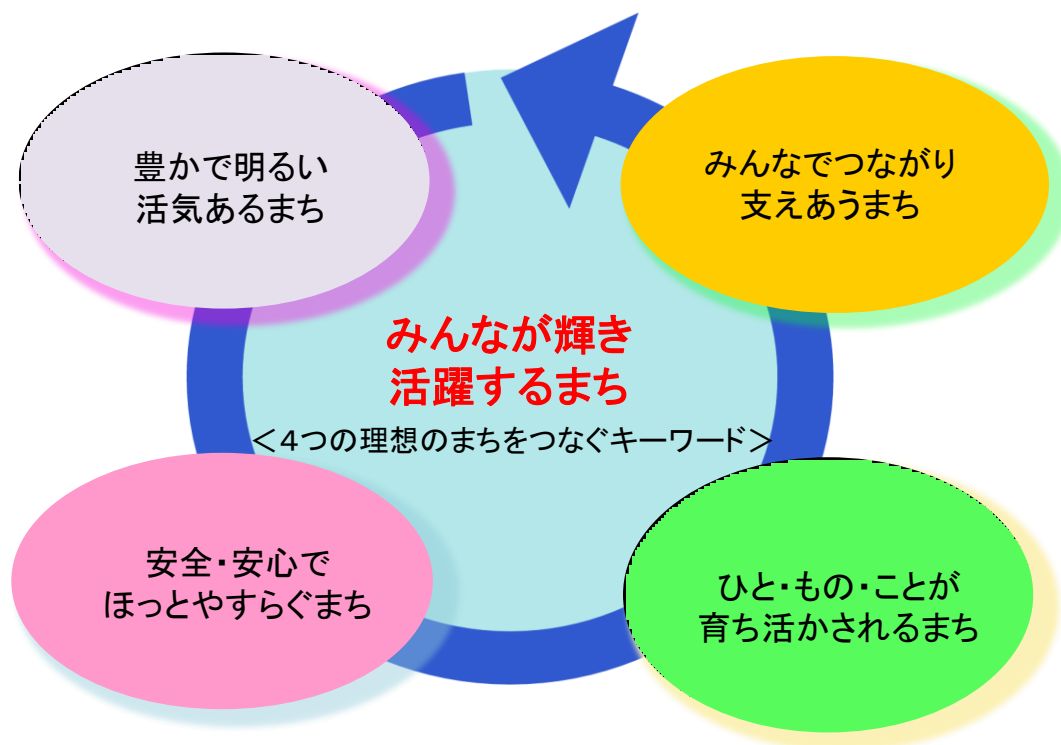
わたしたちの望み〔基本理念〕である「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」をかなえるために、4つの理想のまち〔将来像〕を掲げます。

新たな理想のまちは、第1次基本構想で掲げた4つの理想のまち〔将来像〕に、それぞれに「明るい」「安全・安心」「活かされる」「つながり」の言葉を加え継承します。

また、理想のまち〔将来像〕の実現のためには、みんなが輝き活躍して、地域活動や経済活動にかかわることが大切であると考え、「みんなが輝き活躍するまち」を4つの理想のまち〔将来像〕をつなぐ新たな共通のキーワードとします。

- 豊かで**明るい**活気あるまち
 - 安全・安心**でほっとやすらぐまち
 - ひと・もの・ことが育ち**活かされる**まち
 - みんな**つながり**支えあうまち
- } みんなが輝き活躍するまち

—理想のまち〔将来像〕—



《豊かで明るい活気あるまち》

豊かで明るい活気のあるまちは、新しい何かが生まれるという、ワクワクするような期待感が満ちあふれており、人や企業、情報、ものが集まり、にぎやかな人の往来が生まれます。

そのまちには、勤めに来る人、学校に通う人、農作業や商売に励む人、買い物を楽しむ人、スポーツやリクリエーションにいそしむ人、自然や文化に親しむ人など、さまざまな目的でまちを楽しむ人がいて、それらの人たちが互いに交流したり、情報を交換したりすることができ、新たな発見やまちの魅力を生み出すこともできます。

そのようなまちに近づくには、人や企業、団体などが自由に活動できる環境があり、利便性の高い公共交通・道路が整備され、商店街や商業施設、暮らしに必要なサービスを提供する施設やしくみなどが整い、活気ある産業が根づいていることが必要です。

また、さまざまな人が集う空間があり、そこに気軽に集えることや、人を引きつけるまちの魅力をアピールすることも大切です。

《安全・安心でほっとやすらぐまち》

安全・安心でほっとやすらぐまちに暮らす市民は、生活にやすらぎや快適さを感じることができます。

樹林・樹木・農地などのみどりに心が癒され、散歩道をぶらりと歩いて季節の移り変わりを感じ、地域の自然などの新たな発見をすることもできます。散歩に疲れたら、子どもの声が聞こえる公園でひと休みし、近所の人たちとおしゃべりをするなど、人と人との交流も生まれます。商店街では、親しい人と一緒にショッピングをしたり、行きつけの店の人との会話を楽しむこともできます。また、市民が集える施設では、普段あまり付きあいのない市民同士が共通の話題で気軽に話すことができ、市民の多様な交流が生まれます。

そのようなまちに近づくには、心やすらぐ自然環境、安全なまちなみや道路、安心できる住環境、市民が集える施設などを整備するとともに、犯罪を生み出さない見守りのしくみや防災・減災のための地域コミュニティなどもあわせて備わっている必要があります。

ほっとやすらぐまちをつくるためには、自然や都市機能の整備だけでなく、そこに暮らす人々のコミュニケーションを高めあうしくみを整え、そのような中で、市民同士のふれあいづくりを進めていくことが大切です。

《ひと・もの・ことが育ち活かされるまち》

ひと・もの・ことが育ち活かされるまちは、さまざまな市民がお互いの立場を認めあいつつ、生きがいをもって働き、学び、日々の暮らしを楽しむことができます。

私たちの生活には、友人や仲間などの「ひと」、衣食住に使う生活必需品や娯楽用品などの「もの」、趣味や学習、スポーツ、人との交流、ボランティア活動などの「こと」が必要不可欠です。このようなひと・もの・ことを生み出し、育んでいくことで、そこに暮らす人びとの生活はよりいきいきとしたものになります。

そのようなまちに近づくには、市民が育ち、力を発揮できるしくみとして、働き学ぶことのできる環境、スポーツや文化芸術を楽しむ機会、社会への働きかけの活動などが必要です。

子どもも、若者も、高齢者も、障害のある人も、市民みんなが生きがいをもっていきいきと暮らすことができ、だれもが人として、市民として、育ち、地域の中で活かされ、力を発揮できるまちづくり、環境づくりを進めていくことが大切です。

《みんなでつながり支えあうまち》

みんなでつながり支えあうまちでは、暮らす人々がお互いを助け、支えあい、活かしあうことができ、いつまでもその地域で暮らし続けたいと感じるようになります。

支えあいのしくみは、人と人との関係だけに求められるものではありません。たとえば、環境の面では、みどりの保全や循環型社会のための環境にやさしい生活においても必要です。また、産業の面では、地産地消の推進や雇用の拡大などにもいえることです。このしくみには、市民、企業、地域コミュニティなど、すべての存在が大事な担い手となります。

だれもが安心して暮らすことのできるまちをつくるため、みんながつながり、支えあいの担い手として行動を進めていくことが大切です。

《みんなが輝き活躍するまち》（4つの理想のまち〔将来像〕をつなぐ共通のキーワード）

4つの理想のまちを実現するには、市民一人ひとりがまちづくりに関心をもつとともに、みんながまちへの思いを共有し、自らのできる範囲で最大限にまちづくりに関わっていくことが必要です。

みんなが輝き活躍するまちでは、地域活動や経済活動において、だれもが必要とされる居場所と出番があります。だれもが希望と目標をもち、その活動によってだれかの役に立てるといふ満足感が生まれます。

そのような多くの市民が互いに手を取りあい行動することにより、まちは豊かで明るく活気をもち、安全な環境で安心できるやすらぎの暮らしが得られ、ひと・もの・ことが育ち活かされ、みんなが支えあうまちが実現します。

みんなが輝き活躍するためには、本人の自覚や行動が大切ですが、必要な情報や機会の提供など、その行動を促すサポートも大事です。一人ひとりの行動とそれをサポートする力は、人と人、人と地域をつなげ、人々が支えあうコミュニティとなり、理想の4つのまちの実現につながります。

5. まちづくりの課題

第 2 次総合計画基本構想の計画期間（10 年間）を見据え、市を取り巻く環境や今後の変化を踏まえたまちづくりの課題を以下のとおり整理し、その解決・改善に向けた総合計画基本構想を策定します。

■ 都市基盤整備と防災・防犯対策の推進

本市では、幹線道路などの整備水準が低いことから、通過車両が住宅地などに入り込むなどの問題があります。また、幅員の狭い生活道路は、歩行者や自転車にとって危険であり、防災面や緊急時の対応にも課題があります。都市計画道路は、交通の円滑化、快適な歩行空間の確保、通過車両の流入抑制、防災性の向上などの多様な機能をもっています。このような都市計画道路をはじめ、生活道路を含めた体系的な道路の整備が求められています。また、長期的な取組として、危険な踏切を解消し、一体的なまちづくりを進めるため、連続立体交差化などについての検討が求められています。

雨水溢水対策については、近年、市内の浸水被害は減少していますが、未だ集中豪雨による浸水、冠水箇所は報告されており、引き続き計画的な雨水管整備や貯留施設などの整備が求められています。

平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や、今後、南関東地域での直下型地震の発生が懸念されていることもあり、市民の安全・安心に対する意識は高まっています。

インフラ施設や建築物の耐震化などの都市基盤整備を進めることで、災害に強いまちづくりをめざすとともに、公助による防災対策だけではなく、市民や団体などが行政や関係機関と連携し、地域ぐるみで自助や共助による防災対策を推進する必要があります。

また、近年、振り込め詐欺などの犯罪が複雑化かつ深刻化しており、地域ぐるみで子どもや高齢者の見守りを充実するなど、市民や関係機関と連携した地域犯罪を発生させない防犯対策を推進する必要があります。

■ 地域の自立と行財政改革の推進

本市は、合併に伴う財政支援や職員定数の削減などを進め、財政効果を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。しかし、特例的な財政支援が段階的に縮減する中、社会経済情勢の変化や厳しい雇用情勢などの影響もあり、人口は増加したものの市税収入は伸び悩んでいます。

さらに、年々増加する社会保障関係経費、新たな課題への取組や多様化する市民ニーズへの対応など、財政の硬直化は今後一層進むことが想定されています。

また、地方分権改革の進展による「地域のことは、地域が決める」という取組が進み、地域の自立性、独自性は増大する中、これまで以上に戦略的な市政運営が求められており、行政と市民との役割分担、協働や連携といった視点、「自助・共助・公助」のあり方やその必要性を見直しつつ、厳しい財政状況のもとで安定した行政運営を進めるためには、限られた行政資源（予算・人員）を重要な施策に重点的に配分する「選択」と「集中」によるさらなる行財政改革を推進する必要があります。

また、合併時からの課題である公共施設の適正配置・有効活用についても、市域全体を見渡し

た上で、必要性や機能性などを検討し、計画的に対応する必要があります。

■ 少子高齢化への対応と協働によるまちづくり

本市における 14 歳以下の年少人口は、平成 23 年時点の 25,310 人から平成 35 年には 21,770 人（14%減）にまで大きく減少する見込みです。その一方で、65 歳以上の高齢者は、平成 23 年時点の 40,668 人から平成 27 年の 48,158 人に急激に増加した後、ゆるやかな増加傾向となり、平成 35 年には 50,377 人まで増加すると予測されています。高齢者の人口に対する割合（高齢化率）は、平成 23 年の 20.5%から平成 35 年には 25.4%に達するとされています。

このように、本市において少子高齢化がさらに進むことが予測されており、子どもを育てやすく、高齢者なども安心して暮らせる環境の整備が必要です。また、子育て世代や高齢者に限らず、支えを必要とする人も、助けあいながら積極的に社会に参加し、いきいきと暮らせるまちづくりを推進することが大切です。

本市では、市民参加の機会を積極的に提供することで、市民との協働によるまちづくりを推進してきました。地域社会に対する市民の参加意識の高揚は、NPO や市民活動団体などの公共的なサービスの担い手の誕生につながり、様々な活動が実施されています。今後も NPO や市民活動団体などによる活動が展開され、市民とともにまちづくりを進めていくことが求められます。

■ みどりの保全と低炭素社会づくりの推進

本市は、都心に近いながらも、農地や屋敷林などのみどりに比較的恵まれています。開発などにより宅地化が進み、みどりは年々減少傾向にあります。

住宅都市である本市におけるみどりは、市民にいきいきやすらぎを与えるばかりでなく、地域の生態系を守り、ひいては地球レベルの環境問題の解決にも寄与する貴重な資源であるため、今後も引き続き保全に努める必要があります。

一方、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動など、身近な環境問題だけでなく、地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化しています。地球温暖化については、国においては、原因となる二酸化炭素（CO₂）排出量の削減をめざす低炭素社会づくりを打ち出し、東京都では大規模事業所を対象に CO₂ 排出量の枠を取引する「総量削減義務と排出量取引制度」を導入しています。

本市では、行政だけではなく、市民や団体、事業者などが一体となり、省資源・省エネルギーの促進、太陽光や太陽熱等の再生可能エネルギーの普及など、低炭素型のライフスタイルへの転換を進めることが求められます。

■ 地域に根ざし、市民生活を支える産業の振興と地域経済の活性化

世界的な経済の停滞や東日本大震災による消費活動や生産活動への制約は、本市の地域経済にも少なからず影響を及ぼしています。市内の事業活動の停滞は、税収の減少だけではなく、市民生活や雇用などにも影響があると考えられます。そのため、市内の産業振興や市内で起業しやすい環境の整備などにより、市内事業者の数を増やして税収増につなげるとともに、新たに雇用を生み出し、地域経済を活性化することが求められています。

その場合、本市の住宅都市としての特性を考慮し、住民と共存共栄できる産業施策となるよう留意するとともに、農業・商業・工業の連携強化による相乗効果も発揮できるような本市として

の特色あるまちづくりを行っていくことが望まれています。

■ まちの魅力の向上と内外へのアピール

区部に隣接し都心に近い本市は、通勤・通学に便利で、比較的多くのみどりが残る住みやすい住宅都市として発展してきました。また、多くの NPO や市民活動団体の主体的な活動が盛んであるとともに、複数の大学や企業が立地しており、これらの地域資源は本市の誇る特徴となっています。

まちの魅力を向上させることは、そこに暮らす人々に元気を与えると同時に、多くの人を訪れることでにぎわいが生まれ、新たな「まちの顔」が生まれます。

市民や事業者、大学などとの連携により、地域の情報発信を強化する中で、まちの魅力を内外にアピールし、市内に存在する多くの価値（ひと・もの・こと）を高めるとともに、地域経営の視点で新しい価値の発見を進めます。

6. まちづくりの方向と視点

【創造性・人間性が豊かに育つまちづくり】

市民一人ひとりが、輝き心豊かに暮らすことができるまちであることが望まれます。
 未来を担う子どもたちがのびのびと育つためには、子どもの権利を尊重するとともに、安心して子育てができる環境づくりが必要です。
 また、市民が生涯にわたって学習し、文化芸術にふれ、スポーツ・レクリエーション活動にいそしむことができるまちづくりを進めます。

◇人間性豊かな子どもたちが育つために

少子化、核家族化が進む中、学校、地域、家庭における子ども同士のふれあいや子どもと地域住民、親とのふれあいが希薄になっているといわれています。また、学校におけるいじめや家庭における児童虐待などの社会問題も深刻です。

子どもたちが人間性豊かに育つには、学校などでの学びや遊びに加え、地域内や他世代の大人とのかかわり、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

本市では、子どもたちがのびやかに暮らしていけるように、学校教育環境を向上するとともに、いじめ・不登校・引きこもりなどに対して迅速かつ適切に対応していきます。

地域における子どもたちの活動の場では、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加することで子どもの育ちを支援する環境づくりを進めるとともに、活動の場の確保や地域内での大人との交流の機会づくりを図ります。また、NPO や市民活動団体、関係機関などと連携し、共働き家庭や子育て世代を支援するためのサービスや保育園、学童クラブなどの環境整備、支援体制の強化を図ります。

◇多様な学びと文化・スポーツが息づくために

あらゆる世代において、自分自身のスキルの向上や心の豊かさを高めるために、学校教育以外の場での学習、文化芸術へのふれあい、スポーツ活動への参加などが求められています。

本市では、幅広い市民が生涯をとおして学習したり、文化芸術にふれたり、スポーツ・レクリエーション活動が行えるように、学習活動や公民館活動の支援、図書館の利用環境の向上、文化芸術活動の支援、文化財の保護、スポーツ環境の整備などに努めます。

また、市民の学習や活動の成果を地域に還元できるよう、発表などの機会を増やし、地域における市民の交流を進めます。

【笑顔で暮らすまちづくり】

わたしたちは、だれもが健康で生きがいのある豊かな人生を送りたいと願っています。そのためには、地域において、みんなが支えあいの意識をもち、お互いを見守り、助けあうやさしいまちであることが必要です。

市民がいつまでも住みなれた地域で笑顔で暮らせるように、市民ニーズに応じた保健・福祉・医療のサービス向上を図るとともに、地域における見守りの体制を整え、地域やNPO・団体及び関係機関ともさまざまな連携をしながら、ともに支えあい助けあって、安心していきいきと健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

◇だれもが地域で安心して暮らし続けるために

高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加しています。また、障害者世帯も増加しています。そのような中で、高齢者世帯や障害者をもつ家庭などへの対応が求められています。高齢者や障害者がいつまでも安心して住みなれた地域で笑顔で暮らすことができるよう、地域福祉の充実が求められています。

福祉サービスの形態やしくみが増える中、利用者が主体的にサービスを選択できるように、福祉サービスの充実や基盤整備、介護予防の強化などが求められています。また、家族が孤立しないように、地域における見守りの体制を整えるとともに、市民の地域福祉への理解向上を図るための情報提供を行うことも重要です。

地域福祉の向上をめざし、家庭と民生委員や児童委員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、社会福祉協議会（西東京ボランティア・市民活動センター）やNPO・市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、自立した生活のためのサポート体制を充実させ、だれもが笑顔で暮らせるしくみの構築をめざします。

◇いつまでも健康で元気に暮らすために

だれもが健康で生きがいをもって暮らし、人と交流し、自ら活躍できるしくみや環境が整った地域の実現が求められています。

高齢者や障害者及び生活困窮者が生きがいをもって暮らし、地域コミュニティの一員として地域活動や就労ができるよう、さまざまな支援の充実を図るとともに、地域において支えるしくみの構築をめざします。

また、市民が元気に暮らすためには市民の健康づくりが不可欠です。健康で自立した生活がおくれるよう、市民の健康づくりをサポートするとともに、高度医療や救急医療などにも対応した地域の保健医療体制構築をめざし、関係機関との広域的な連携を図ります。

【環境にやさしいまちづくり】

やすらぎやうるおいをもたらす自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代に引き継いでいくことは、わたしたちの責任です。

市民と事業者、行政が協力しあい環境負荷の少ない循環型社会のしくみを整えて、良好な環境を保全するまちづくりを進めます。

◇みどりの保全と創出をすすめるために

まちのみどりはわたしたちにやすらぎや潤いをもたらすとともに、そこには、さまざまな生物が生息しています。

本市は、都心に近いながらも比較的みどりに恵まれています。しかし、都市開発などにより、まちのみどりが失われていくことが懸念されており、本市の貴重な財産であるまちのみどりを保全し、魅力あるまちづくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

市民が参加するみどりを保全するしくみを整えながら、公園や残された緑地、水辺などを整備します。また、街路や公共施設の緑化の推進、公園などの親水機能の整備などにより、みどりの空間を創出します。

みどりの保全にあたっては、日常の生活の中で自然や生物とふれあえるよう、人と自然環境の共生をめざします。

◇持続可能な社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模での環境問題は、人々の生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。地域や地球規模で環境を保全するためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組むことが必要です。

本市は、市民や事業者の環境意識を高めて環境に配慮した行動を促進します。また、地球温暖化問題を引き起こす温室効果ガスの排出量を削減するため、省資源・省エネルギーや、温室効果ガスの排出量が少ない再生可能エネルギーの導入を推進します。さらに、大気や水質などの地域の環境を保全するほか、ごみの発生抑制・再使用・再生使用を促進し、資源の効率的な利用による循環型社会の構築に取り組みます。

【安全で快適に暮らすまちづくり】

わたしたちが安全に安心して暮らせる生活環境の整備は、まちづくりに欠かせない要素です。

市民が快適に暮らせるよう、住みやすい住環境や利便性の高い道路・交通網の整備を進めます。また、市民や地域が参加する防災・防犯対策を進め、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

◇快適で魅力的な都市空間で暮らすために

市民意識調査では、多くの市民が本市は住み心地がよいと考えており、今後も住みよい住環境を確保していくことが必要です。市民が地域に愛着や誇りをもてるよう、市民と事業者、行政が連携して、地域の特徴を活かした理念や計画に基づきまちづくりを進めていきます。

市民意識調査では、安全で歩きやすい道路環境の整備を重要と考える市民が多くなっています。生活道路と幹線道路を計画的に整備し、歩行者と自転車、自動車が共存できる道路環境の整備をめざします。また、多くの市民に親しまれているコミュニティバス「はなバス」は、引き続き効率的に運営しながら、利便性の向上に取り組みます。さらに、多くの人が集まる駅周辺は、安全で快適な都市整備を進めるとともに、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組を検討します。

◇安全なまちづくりと暮らしのために

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっています。行政による公助だけではなく、市民自らによる自助や地域による共助に基づき、防災意識を高めながら、防災基盤整備、防災訓練や災害時における対応の検討などの防災対策を進めます。

また、地球温暖化や異常気象の影響から、都市における豪雨や台風に起因する都市型水害も懸念されます。このような都市型水害への対策として、溢水（いっすい）地域の整備に引き続き取り組みます。

防犯や交通安全の面では、市民、地域、学校、警察、行政が一体となって、地域の絆づくりや助けあい意識を育み、犯罪の起きにくいまちづくりをめざします。

【活力と魅力あるまちづくり】

社会経済のグローバル化や情報化の進展などにより、産業構造が大きく変化する中、市民や企業との連携による地域経済を発展させるしくみの構築が望まれています。

このような状況を踏まえ、地域経済の振興を図るため、市内の地域資源を活かしてまちの活力を向上させるとともに、広く市の魅力をアピールすることで人の交流を増やし、新たな産業の育成やにぎわいと活気のある魅力的なまちづくりを進めます。また、農業・商業・工業の連携や事業者間の連携を進めます。

◇まちの産業が活力を発揮し活躍するために

景気の低迷や経済のグローバル化の進展などにより、産業構造が変化する中、本市においては農地面積の減少、大規模工場の移転や規模の縮小、近隣地域への大型小売店舗の進出といった動きがあります。

このような状況を踏まえ、農業では、農業経営の促進や生産性の向上、農地の保全への取組のほか、都市と農業の共生するまちづくりの推進などが求められます。工業では、独自技術を活かした事業展開の強化や事業者間の連携が求められます。商業では、地域の特色を活かした商店街づくりや商店に対する経営指導などが求められます。

このため、既存産業の新たな発展への支援、時代に対応した新産業が展開しやすい環境づくり、次世代商工業者の育成や支援、産学公の連携などを推進し、地域経済の活力の創出を図っていきます。これらの取組により、新たな雇用の創出や労働環境の向上をめざします。

◇地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

本市には、自然や歴史・文化といった豊かな地域資源がありますが、その魅力を市内外に十分に広報できていない現状です。

市にある魅力的な資源を活かして、市内外から人を呼んだり、豊かな自然を活かした地域の特産品などをブランドにするなどの取組を進めます。

また、このような地域の魅力を市内外に積極的に情報発信するために、ソーシャルメディアなどの新たな情報通信技術を活用した情報発信の取組を進めます。

【みんなでつくるまちづくり】

さまざまな市民が暮らすまちでは、市民一人ひとりの人権が尊重され、平和な生活が送れることは基本的な要件です。人権が尊重され、平和を尊び、国籍・性別や障害の有無によって差別されることのない、平等な社会づくりをめざします。

また、人と人、人と地域のつながりとふれあいによる明るいまちづくりを進めるため、地域コミュニティを活かし、市民主体の活動や市民と市の協働によるまちづくりを進めます。

◇一人ひとりが尊重される社会を構築するために

わたしたちのまわりでは、さまざまな人が共に暮らし、働き、学び、支えあって、生活をしています。わたしたちは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分、障害の有無などによって差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。本市は、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会づくりをめざします。

また、国際化の進展にともない、本市で暮らす外国人も増えています。これら外国籍市民が、地域における生活に不便を感じることはないように、生活支援や行政サービスの充実に努めます。

さらに、男女平等参画社会についての市民の理解を深めるとともに、男女平等推進センター機能の充実に努めます。

◇みんなが輝き活躍するまちを実現するために

本市では、市民と市との協働によるまちづくりを推進するための市民参加条例が平成 14 年 10 月に公布、施行されています。本条例の趣旨に基づき、市民と市がそれぞれの役割を踏まえた上で、協働してまちづくりを進めるために、市政についての情報をわかりやすく提供するとともに、市民の多様な意見、情報、知識などの収集に努めます。

また、市民のまちづくり意識の向上、地域コミュニティ強化の取組み、ボランティア活動の推進を図ります。

◇市民が満足し持続発展するまちであるために

本市では、市民に開かれたまちをめざし、市の施策や市が行っている事業などをわかりやすく市民に知らせる広報や市政の情報公開に努めるとともに、市民の意見を聴くための広聴機能をいっそう充実させます。

また、市民との双方向の情報交流を進めるため、シンポジウムやワークショップ、市民説明会などを開催するとともに、多様な市民参加の方法を展開します。

市民への情報提供や市民が行う行政手続きにおいては、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの身近で簡便な手段が使えるように工夫するとともに、利用しやすい窓口サービスをめざします。

さらに、税収の伸び悩みや社会保障関係経費の増加など、市の財政状況はますます厳しさを増すと想定されます。地域経済の活性化を支援し、収入の確保・増加に努めるとともに、行財政改革の推進による行政の効率化の推進、行政評価の結果を踏まえた事業の重点化を行うなど、さまざまな取組により持続可能な行政運営に努めます。

7. まちづくりの方向体系一覧

